

# 旭川市消費者被害防止 ネットワークニュースNo.1

## ●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成23年度は2,911件、平成24年度は12月末現在で、2,000件となっています。

最近では、株や社債、未公開株、外国通貨などの金融商品の購入により1,000万円以上を超える高額な被害が発生しています。

また、出会い系サイトの利用により支払金額が100万円を超える高額な消費者被害が多くなっています。

身近な方でこのような被害で困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

		平成23年度	平成24年度
訪問販売	家庭訪販	344	240
	SF商法	6	0
	アポイントメントセールス	2	2
	キャッチセールス	1	0
	上記以外	16	5
	訪問販売計	369	247
通信販売		744	538
連鎖販売(マルチ)		65	36
電話勧誘販売		206	148
ネガティブオプション		4	10
その他無店舗		22	22
店舗販売		969	634
不明・無関係		532	365
(多重債務)		(108)	(78)
総件数		2,911	2,000

平成24年度は平成24年12月末現在の数値

※多重債務の( )内の数字は内数です。

※訪問販売中「上記以外」とは、職場訪問販売、1日だけの展示会販売等です。

### 相談窓口

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

**旭川市消費生活センター**

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前9時～午後5時



# ●悪質商法の被害に遭わないよう、消費者問題について学びましょう！



旭川市消費生活センターでは、悪質商法等について学ぶことができる出前講座や啓発用のDVD・図書等を貸出ししています。

## 消費者出前講座

旭川市内のサークル・企業・学校等へ講師が出向き、悪質商法の事例を紹介し、被害の未然防止策等を説明します。

※費用は無料です。講座会場は旭川市内にご用意ください。

### \*\*申込み方法\*\*

- ① まずは1箇月前までにお電話ください。  
開催希望日時、開催場所、参加者の人数、申込者、連絡先、主催団体名、その他内容等に関するご要望を伺います。
- ② 日程調整を行い、お受けできるかどうか折り返しご連絡いたします。
- ③ 「消費者出前講座申込書（別添）」を送付してください。  
必要事項を記載の上、「旭川市消費生活センター所長宛」に郵送、FAX又は電子メールでお送りください。  
なお、次の記載があれば別様式でも受け付けます。



#### ●記載事項

- |             |         |                |
|-------------|---------|----------------|
| ・主催団体名、代表者名 | ・開催日時   | ・開催場所、所在地、電話番号 |
| ・内容（テーマ）    | ・対象者、人数 | ・連絡先氏名、住所、電話番号 |
- （例：高齢女性20名）

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminseikatsu/syouhi/syouhiseikatu.htm>

## 消費者啓発DVD・図書等の貸出し

消費者啓発DVD・図書等を無料で貸し出します。ご家庭での閲覧や各団体の会合等での上映に是非ご活用ください。

#### ★貸出基準

- |      |               |
|------|---------------|
| 対象   | 旭川市民及び旭川市内の団体 |
| 貸出期間 | 2週間           |
| 貸出点数 | 3本（冊）まで       |



### \*\*貸出方法\*\*

- ① 旭川市消費生活センターに来所していただき、利用したいものを選んでください。  
※郵送での貸出は行っていません。
- ② 利用申込書に必要事項を記載していただいた後、現住所等を確認できる身分証明書（運転免許証・健康保険証・学生証など）の提示をお願いいたします。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminseikatsu/syouhi/syouhiseikatu.htm>